

# 老齡基礎年金の振替加算に関するお知らせ

## 1. 老齡基礎年金の振替加算の支給漏れについて

- ・各共済組合の受給者の配偶者のうち、日本年金機構が支給する国民年金・老齡基礎年金に加算されるべき振替加算が一部の方について支給漏れとなっていた事実について、平成29年9月13日に厚生労働省から公表されました。
- ・振替加算の業務は基本的に日本年金機構が行っているものであり、当共済組合で加給年金を受けていた方の配偶者の方の老齡基礎年金の振替加算について、日本年金機構に支給漏れが発生した事情の詳細は十分把握できておりません。当共済組合としては、振替加算の支給に必要な情報は日本年金機構に提供してきたと認識しておりますが、当共済組合が提供した加給年金開始情報が日本年金機構が管理する「共済データベース」に適切に収録されていないケース等があり、このようなことが情報連携不足として公表されているものと承知しております。
- ・現在、振替加算の支給漏れへの対応は日本年金機構・厚生労働省を中心に行われておりますが、当共済組合としましても、その対応について日本年金機構等に全面的に協力してまいります。
- ・なお、このようなことから、配偶者の方の国民年金・老齡基礎年金に係る振替加算についてのお問い合わせは、日本年金機構・最寄りの年金事務所にお問い合わせいたします。

## 2. 振替加算の制度について

### 《振替加算とは》

振替加算とは、老齡厚生年金受給者本人と配偶者の双方が65歳以上となった場合に配偶者の方の老齡基礎年金に加算されるものです。次に記載しました①の加給年金打ち切りに伴う加算のケースが多いため、振替加算と呼ばれていますが、②のケースでは加給年金の加算がなくとも振替加算が加算されますのでご注意ください。

具体的には次のとおりです。

なお、説明にあたっては平易な表現にすべく、老齡厚生年金受給者を「夫（妻）」、その配偶者を「妻（夫）」として表記しております。

#### ① 配偶者（妻（夫））が老齡厚生年金受給者（夫（妻））よりも年下である場合

妻（夫）が夫（妻）よりも誕生月が1月以上遅い場合について説明いたします。

妻（夫）が65歳になると、それまで夫（妻）が受けている老齡厚生年金や障害厚生年金に加算されている加給年金（\*1）が打ち切られます。このとき、振替加算の基準（\*2）を満たす場合には、妻（夫）ご自身の老齡基礎年金に振替加算が加算されます。

#### ② 配偶者（妻（夫））が老齡厚生年金受給者（夫（妻））よりも年上である場合

妻（夫）が夫（妻）よりも誕生月が1月以上早い又は同月の場合について説明いたします。

夫（妻）が65歳になった時点において、妻（夫）ご自身が受給されている老齡基礎年金に新たに振替加算が加算されます。

#### \*1 加給年金とは

老齡厚生年金受給の対象期間が20年以上ある方が、65歳に到達した時点で、その方と生計をともにしている配偶者又は子がいるときに加算されます。

なお、「生計をともにしている」とは、老齢厚生年金の受給者と生計をともにしている方で、年間の収入が850万円未満（所得が655万5千円未満）の状態をいいます。

\*2 振替加算の基準は次の要件を満たす方です。

- a) 65歳以上の老齢基礎年金受給者（妻（夫））で、生計をともにする、老齢厚生年金受給者（夫（妻））も65歳以上の方  
ただし、
  - a-1 当該生計をともにする夫（妻）の老齢厚生年金受給の対象期間が20年以上あり、かつ、
  - a-2 振替加算を受け取る妻（夫）の老齢厚生年金受給の対象期間が20年未満であることが必要です。
- b) 生年月日が大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの方

・振替加算の年額は、生年月日により異なりますが、一部例を示しますと次のとおりです。なお、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

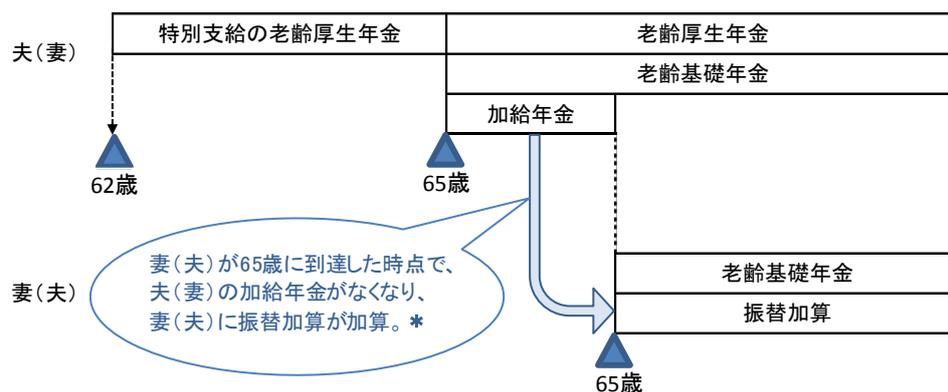
- 例) 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれの方：50,916円  
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれの方：44,860円

・基礎年金の導入（昭和61年）によって専業主婦の方も国民年金に加入することになりましたが、当時ある程度の年齢となっている妻の基礎年金額は加入期間が短くなり年金額も低くなるという状況も生じました。そのために、振替加算は老齢基礎年金の支給額を上乗せする役割を果たし、妻の年金として一生支給されるものとされております。

### 3. 振替加算の主なケースと留意点について

上記2の《振替加算とは》において説明しました、振替加算の主なケースと留意点については、次のとおりです。

#### ① 配偶者（妻（夫））が老齢厚生年金受給者（夫（妻））よりも年下である場合



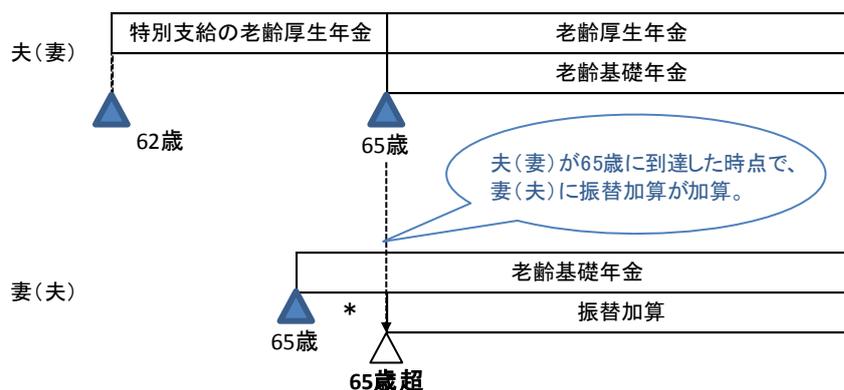
\*妻（夫）が65歳に到達される前に配偶者でなくなった場合は、妻（夫）に振替加算は加算されません。

☆このケースでは、夫（妻）の年金に加給年金の加算がありましたので、加給年金の対象者である妻（夫）が65歳に到達された時点で、妻（夫）の老齢基礎年金に振替加算が加算されることとなります。

このケースに該当される方にご留意いただきたいこと

このケースでは、妻（夫）が老齢基礎年金を請求する際に、日本年金機構へ提出される裁定請求書には、必ず『夫（妻）の基礎年金番号・年金コード、氏名および生年月日』の記入をしてください。

② 配偶者（妻（夫））が老齢厚生年金受給者（夫（妻））よりも年上である場合



\* 夫（妻）が65歳に到達される前に配偶者でなくなった場合は、妻（夫）に振替加算は加算されません。

☆ このケースでは、夫（妻）が65歳に到達した時点で妻（夫）が65歳以上のため加給年金は加算されませんが、振替加算の基準を満たす場合には、夫（妻）の65歳到達時において、妻（夫）の老齢基礎年金に振替加算が加算されることとなります。

このケースに該当される方にご留意いただきたいこと

このケースでは、夫（妻）が65歳に到達した際に、妻（夫）が日本年金機構に「老齢基礎年金額加算開始事由該当届」を提出してください。

上記のケースは主なケースについて説明したものであり、振替加算の詳細につきましては、日本年金機構ホームページをご覧ください。か、日本年金機構の電話相談口（0570-05-1165）、又は、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。